

議案第10号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月21日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、千葉県市町村総合事務組合から、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の解散に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の一部廃止及びこれらに伴う千葉県市町村総合事務組合規約の変更の協議があったため、提案するものです。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第一中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第十四号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合規約
(昭和三十年千葉県告示第四百九十六号)
新旧对照表

別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
		共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第三条第一項第一号に 掲げる事務	千葉市 (銚子市から御宿町まで略)	鋸南町	長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市 町村圏事務組合まで略)	印西地区消防組合	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合まで略)
第三条第一項第一号に 掲げる事務	銚子市 (館山市から御宿町まで略)	鋸南町	長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市 町村圏事務組合まで略)	印西地区消防組合	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合まで略)
第三条第一項第一号に 掲げる事務	長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市 町村圏事務組合まで略)	鋸南町	長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市 町村圏事務組合まで略)	印西地区消防組合	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合まで略)
第三条第一項第一号に 掲げる事務	印西地区消防組合	千葉県後期高齢者医療広 域連合	印西地区消防組合	印西地区消防組合	印西地区消防組合
第三条第一項第一号に 掲げる事務	印西地区消防組合	千葉県後期高齢者医療広 域連合	印西地区消防組合	印西地区消防組合	印西地区消防組合

改 正 案									
第三条第一項第一項第二号に 掲げる事務	第三条第一項第三号に 掲げる事務	第三条第一項第四号に 掲げる事務	第三条第一項第五号に 掲げる事務	第三条第一項第六号に 掲げる事務	第三条第一項第七号に 掲げる事務	第三条第一項第八号に 掲げる事務	第三条第一項第九号に 掲げる事務	第三条第一項第十号に 掲げる事務	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	から山武郡市広域水道企業団まで 印西地区環境整備事業組合

第三条第一項第十一号 に掲げる事務	第三条第一項第十二号 に掲げる事務	第三条第一項第十三号 に掲げる事務 (削る。)	第三条第一項第十一号 に掲げる事務
略	略	略	略

第三条第一項第十一号 に掲げる事務	第三条第一項第十二号 に掲げる事務	第三条第一項第十三号 に掲げる事務	第三条第一項第十四号 に掲げる事務	第三条第一項第十五号 に掲げる事務
略	略	略	略	略